

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当すること等の説明</p>
<p>「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適當なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情があるとき。</p>	<p>1 契約の概要</p> <p>市町村における高齢者虐待への対応を支援するため、「岐阜県高齢者権利擁護センター」を設置し、市町村や地域包括支援センターからの相談への助言、弁護士・社会福祉士等からなる市町村支援チームの派遣などを行う。</p> <p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明</p> <p>本事業は、高齢者虐待に関する高齢者の権利利益の擁護に資することを目的としている。 高齢者虐待の対応主体である市町村に対し、相談対応や相談機関の紹介、助言、関係機関との連携調整、情報収集・分析等を行う事業であり、専門的な知識と技能を持って、高齢者の特性にも十分配慮した対応が必要である。 また、高齢者虐待について速やかに対応するためには、経験と実績のほか、県内の人材のネットワークや関係機関との連携も必要であり、競争入札には適さないものである。</p> <p>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適當であることの説明</p> <p>一般社団法人岐阜県社会福祉士会は、専門的知識及び技術を用い、福祉に関する相談に応じ、助言、支援、関係者等との調整などを行う専門職である社会福祉士（国家資格）の職能団体である。 また、県内市町村の地域包括支援センターには社会福祉士が配置されていることや、県内に5支部を有することから各市町村への連絡調整といった対応も可能であるなど、本事業を多方面から専門的に行うことができる組織力、執行能力を有する。</p>

備考 この様式により難いときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。